



NEWS RELEASE
シンワオックス株式会社

平成 21 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延
(TEL. 06-6683-3101)

大阪証券取引所からの「改善報告書」提出請求に関するお知らせ

本日、当社は、大阪証券取引所より下記の事由にて、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づき、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせいたします。

当社は、大阪証券取引所からの当該報告書の請求に対し、真摯に回答していく所存であります。

記

・大阪証券取引所による「改善報告書」の提出請求事由

当社は、平成 21 年 7 月 29 日付「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」において、入金予定の金銭（当社が売却した店舗の売却代金）の一部に関して、元代表者の横領の可能性のある旨の開示をいたしました。このことに起因して、当社は、平成 22 年 3 月期第 1 四半期報告書を法定期限（平成 21 年 8 月 14 日）までに提出することができない事態となりました。（同報告書は、9 月 14 日に提出済み。）

本件に関して、外部調査委員会を設置し調査をいたしましたが、既に 6 月の段階で当社の取締役が上記の事象を認識していたことが判明いたしました。しかしながら、「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」として公表したのが、7 月 29 日であります。

上記に関し、大阪証券取引所より、大幅に遅延した開示であったこと、および当社の取締役が本件に関する同取引所の照会に対して正確な説明を行っていなかったことに対し、当社の適時開示体制の重大な不備に起因するものであり、また、その体制について改善の必要性が高いものと認められました。

従いまして、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条第 1 項の規定に基づき、大阪証券取引所より、その経緯および改善措置を記載した「改善報告書」を平成 21 年 10 月 2 日（金）までに提出するよう求められたものであります。

以 上